

# 教育現場、指導者に「教育コーチング」スキルの導入を！（私見）

## ■ 1. はじめに

教育に関わる全ての指導者が「教育コーチング」スキルを修得し、コミュニケーションを通して子どもたちを支援していくことが、子どもたちの真の成長、自立につながり、体罰の撤廃につながるのではないのでしょうか。

## ■ 2. 体罰についての私見およびそこから考えなければならないこと

- ①体罰は「権力」と「腕力」が同居するところに生じやすい。
- ②体罰の根には「弱さ」と、そこから来る「恐れ」がある。指導者は「弱さ」「恐れ」の存在を自覚し、認める必要がある。
- ③体罰を行う指導者は体罰を「正当化」をする。その多くは無自覚であるところに根の深さがある。また「正当化」は周囲を巻き込みやすく、組織の隠ぺい体質の一因にもなる。
- ④勝つことが目的であれば、体罰は効率的であると判断される場合があると思われる。そのことが、体罰が根絶しない要因となっているのではないか。
- ⑤③と④によって、体罰を受ける生徒・選手の精神状態は麻痺する。体罰による支配が進むと、指導者に対する畏怖・尊敬、さらには感謝の念まで生じ、一種の神格化が起こる。体罰を受けた者が、体罰指導者を擁護する発言をすることがあるのはそのためではないか。
- ⑥恐怖によってコントロールされることに慣れてしまうと（麻痺してしまうと）、生徒・選手は今後も、何事においても、同様の恐怖や何らかのコントロールがないと動けない、行動できなくなってしまう（自立の妨げ）可能性があるのではないか。
- ⑦教育現場で指導が行われている以上、指導者が目指すべきは、（勝利することももちろん大切だが、それ以上に）子どもたちの「自立」であるはずである。しかし体罰は「自立」を大きく妨げてしまうばかりか、その生徒、選手が将来指導者になった際には同様の指導方法を取る可能性が高いと思われる。

○体罰（権力と腕力）による指導が生み出すのは、「指導者・教育者が生み出した結果」であって、「生徒・選手の結果」ではない。またそれは「教育成果」でもないはず。

○体罰によって、恐怖で「支配」「統治」「否定」するのではなく、生徒、選手と同じ目線で、コミュニケーションを通して「支援」し、「生徒・選手が結果を出す」スタイル（コーチング）に指導方法を大きくトランスフォーム（質的転換）していく必要があるのではないか。

## ■ 3. 教育コーチングとは

### ①コーチングとは何か？

・「コーチ」＝「coach：馬車」という意味で、「大切な人が目標地点まで行き行き着くためのもの」という意味あいがある。アメリカでは1880年代からスポーツ指導者が「コーチ」と呼ばれ始めている。

### ②教育コーチングとは何か？

- ・「教育」とはもともと「educare：潜在しているものを引き出す」という意味。
- ・教育コーチングとは「傾聴」「質問」「承認」の各技法を用いて、相手の能力や意欲、ターゲット、そこに向けた行動を引出し、自立を支援していく、コミュニケーションスキル。
- ・ビジネスコーチングとして日本に入ってきたコーチングを教育の分野により適したプログラムとして作り上げたものが教育コーチング。

⇒この技法を用いるコーチ自身の「あり方」や「信念」を重視する点に特徴がある。その概念は上の「4つトライアングル」によって示される。

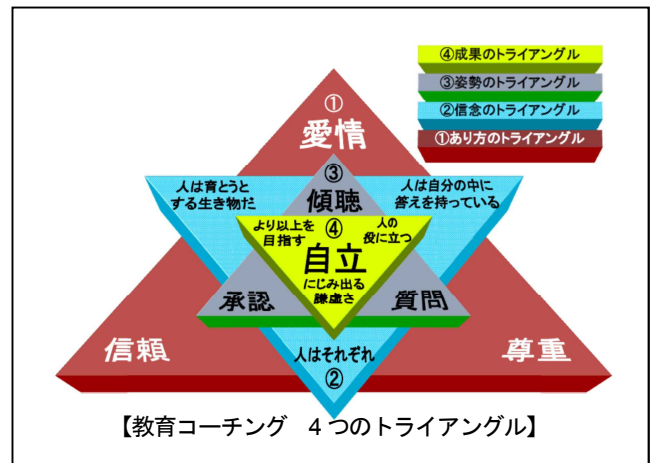
⇒現在は社団法人日本青少年育成協会が広く普及に努めている。

### ③教育コーチングの具体的実践例

- ・北海道日本ハムファイターズ：2008年に1軍、2軍の監督およびコーチを対象に教育コーチング研修を実施。2009年度にパリーグ優勝。
- ・2007年、国立教育政策研究所に「教育におけるコーチング活用研究会」が立ち上がって以来、全国35以上の都道府県の学校、教育委員会等で教職員向けの教育コーチング研修が実施されている。
- ・厚生労働省の「若者自立塾」ではノートや引きこもりの自立支援者が、従来のカウンセリングと併せて教育コーチングをマスターすることで社会復帰への大きな成果を出している。

## ■ 4. さいごに

- ・指導者は「支援者」として、生徒や選手自身が「目標としての成果」を出し、その結果として「成長し、自立する」ことをサポートしていく存在だと考えます。コーチングマインドを持ち、常に生徒や選手に寄り添い、一瞬一瞬の関わり合いを積み重ね続けることが、体罰の撤廃につながるのではないのでしょうか。



第2回会議 資料② 成基コミュニティグループ 佐々木喜一

## ■ 大津市からの要望書

- 平成25年2月7日（木）に越大津市長といじめ問題について、面談、ヒアリングをさせていただき、次のような要望書をいただきました。
- なお、要望書の中の「別紙」にあたる『「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」について』およびその中で説明のある『大津市公報』も添付させていただきます。

### ◇ 面談詳細

- ①日時 : 平成25年2月7日（木）10:30～11:30
- ②場所 : 大津市役所
- ③ご同席者 : 越大津市長

大津市市民部 中川市民部長

大津市市民部 中島政策監

## いじめ対策の推進に係る要望

平素は、大津市政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 10 月に自殺した大津市立中学校 2 年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、自殺の原因、学校及び教育委員会の対応について考察するとともに、再発防止について審議するために本市が設置した「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会」の報告書が平成 25 年 1 月 31 日に同委員会から本市に対して提出されました。

つきましては、今後のいじめ対策の推進に関し、以下の項目についてご検討頂けますようお願い申し上げます。

## 記

### 1 教員政策について

#### (1) 教員定数の増員

調査報告書(180ページ・181ページ・194ページ)によると、「教員の多忙は、本件中学校だけの問題ではない。」「教員の仕事を軽減するために、教育委員会からの依頼文書をはじめ、学校における仕事を『選択と集中』という観点で捉え直し」、「教員の多忙化に対して、教員の定員を増やし、教員ひとりの負担を軽減することはよく言われることである。確かに一番の有効策であることは明白である。」とされています。

教員の多忙さについては、調査報告書の随所で指摘されているところであり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「義務標準法」といいます。)第6条の規定による小中学校等教職員定数の標準を見直す等、教員定数の増員についてご検討下さい。

#### (2) 特別支援教育支援員の配置に関する支援

調査報告書(193ページ)によると、「特別支援教育担当のサポーター等も一校あたり一名は常勤で配置すべきである。特別な支援を必要とする生徒への働きかけはもちろんのこと、他の生徒と繋ぐ働きもある。今回の事案でも、一人ひとりの生徒のところが繋がり、信頼し合い安心できる関係が作られていたならば、最悪の結果は避けられたかもしれない。これらの観点で教員が協働すれば、それぞれの生徒が学級の中で自分の居場所を見つけ、意欲ある授業が展開される。」とされています。

特別支援教育支援員の配置に対しては、平成19年度から地方財政措置が講じられていますが、一校あたり一名の常勤職員を配置できるよう財政的支援について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

#### (3) 養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立

調査報告書(193ページ)によると、「養護教諭の大規模校常勤複数体制の確立が必要である。旧来より養護教諭、保健室の先生は、『学習を評価しない』、『ありのままを受け入れてくれる先生』と生徒からの信頼は高く、またその役割は大きい。生徒の立場からすれば身近で相談しやすい先生である。生徒理解を進める上で、保健室という違った観点からの情報も大切であることは言うまでもない。」とされています。

養護教諭の大規模校常勤複数配置について、義務標準法第8条に定める基準(小学校:851人以上、中学校:801人以上)を緩和し、大規模校における養護

教諭の複数配置によって児童・生徒が身近な先生に相談をしやすい環境を整備していただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

## 2 教員研修について

調査報告書（195 ページ）によると、「(教員は) 基本的なことを各人が研修等でしっかりと学ぶ必要がある。教員にとって研修は欠くことの出来ない重要なものであるが、一人でいくつもの研修を受講することは不可能である。それをチームの中で分担し、受講した後各人がレポートを作成し、チームの他の者にシェアするシステムを作っていてはどうだろうか。相互にシェアし合うことで互いの関係性が深まるとともに、様々な考え方やスキルを身につけることが可能になる。」とされています。

教育現場の多種多様な課題に教員一人ひとりが対応していくためには、すべての教員がそのスキルを身につけるための研修の充実が求められます。今後、本市においては教員の研修を充実させて参りたいと考えておりますが、国におかれましても、教員研修の充実についてご検討頂けますようお願い申し上げます。

## 3 スクールカウンセラーの運用の在り方について

### (1) スクールカウンセラーの在り方

調査報告書（197 ページ）によると、「まず、最初に考えねばならないことは、スクールカウンセラーの外部性の強化である。スクールカウンセラーが、教員と同じように、『校務分掌』を持たされたり、校舎内の巡回指導に回るなど、完全に『教員の役割』と同様であることは避けるべきである。しかも、子どもが気軽に相談できるようなカウンセリング室が設置されていない、カウンセラーは職員室に常駐している、これでは相談が出来ないのが、当然であろう。」「生徒のプライバシーについてスクールカウンセラーとしての守秘義務を厳守する。これは学校や教育委員会に対しても徹底されなければならない。」「さらに重要なことは、スクールカウンセラーが学校、教育委員会に対しても公正中立独立を維持しなければならないことである。」「今一度スクールカウンセラーの役割について議論し明確な活動指針を確立し、スクールカウンセラーに対する効果的な倫理研修の実施を速やかに行うべきである。」「各学校に配置されるスクールカウンセラーの配置においても、公正と中立が維持されなければならない、選任過程の可視化が強く求められる。」とされています。

このような指摘を踏まえ、①スクールカウンセラーの外部性の強化、②生徒のプライバシーに関する守秘義務の厳守、③学校・教育委員会に対するスクールカウンセラーの公正中立独立の維持、④スクールカウンセラーに対する効果的な倫理研修の実施、⑤スクールカウンセラーの配置における公正中立の維持と選任過程の可視化が必要となります。本市においては、これらの点についてのルール作りに着手しようとしていますが、このようなスクールカウンセラーに対する指摘は他の地方公共団体においても該当する場合がありますと思われることから、国におかれましても、全国の実態を踏まえ、ご検討頂けますようお願い申し上げます。

#### (2) スクールソーシャルワーカーの活用

調査報告書（198 ページ）によると、「さまざまに複雑な家庭環境を抱える子どもたちに対応するには、臨床心理士に加えて、問題解決のケースワークを担当する『スクールソーシャルワーカー』の配置も必要ではないかと考える。」とされています。

現在、国においては「スクールソーシャルワーカー活用事業」を実施（平成24年度：1,113人）し、本市においても滋賀県からスクールソーシャルワーカーが派遣されていますが、その人員は本市55カ所の小・中学校に対して1人であります。

については、スクールソーシャルワーカーが果たす役割の重要性に鑑み、市町村の規模に応じた適正な人員配置ができるよう、財源を伴った配置基準に基づく改善が図られるよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

## 4 二重三重の救済システムの整備について

#### (1) 教員以外の専門的スタッフの必要性

調査報告書（211 ページ）によると、「教員のみにはいじめの発見と対応を託すことには限界があると言わなければならない、学校以外にもいじめに苦しむ子どもの実効的で迅速に動くスタッフや救済機関が必要である。」、「いじめの周辺の子どもたちが、安心していじめからの救済を訴える窓口が必要である。」、「いじめを発見し、且つ、いじめの解決に向けて介入するには、高度の専門的知識と経験を要するものである。適正な人材とはそういうことをいうのである。」とされています。

今後、いじめの発見から解決に至る過程において、教員等の学校関係者のみに限った対応をするのではなく、高度の知識と経験を有する専門的スタッフを登用したいじめに関する救済システムの構築が必要となります。本市においてもかか

るシステムの構築に向けて検討をしておりますが、国におかれましてもご議論頂きますようお願い申し上げます。

#### (2) 弁護士の活用（スクールロイヤーの制度化）

調査報告書（212 ページ）によると、「緊急且つ適正に、いじめ被害者をサポートするために専門家が必要である。その専門家は日常的には学校現場と距離を置くこと、すなわち独立性も必要である。その内容は被害者のサポートだけでなく時に加害者との間に介入する必要もあり、アクティブな役割が求められる。弁護士は、個人から依頼を受けて紛争解決を業とする専門家であり、こうした役割を担うことができる能力がある。そして、弁護士の中でも、非行等の分野で子どもと多く接点を持つ弁護士は子どもの心理に対し一定の理解力があり、一層適正を有すると考える。」とされています。

いじめ被害者のサポートや加害者への介入など特殊かつ困難性の高いいじめ事案について、十分な知識や経験を有する弁護士を活用することが必要です。本市は、今後、弁護士会との連携を含め、弁護士の活用について検討して参りますが、国におかれましても、その財源と基盤整備について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

#### (3) 第三者機関の設置

調査報告書（212 ページ・214 ページ）によると、「いじめ被害者の救済システムは学校外にも設けられる必要がある。」、「いじめを受けた子どもは、常に教員や親に救済を求めるわけではない。激しいいじめを受けた子どもは復讐を恐れるなどして誰にも話さない場合が多いと考えられる。また、周辺でいじめを目撃した子どもも同様である。さらに、一旦教員らに告げても有効な対策を取られないまま引き続きいじめに晒されるということも稀ではない。」、「学校外に子ども自らが救済を求めることができる第三者機関が是が非でも必要である。その機関は申立てに係る子どもの情報の守秘と身の安全を保障しながら救済及び権利回復に向けて迅速に活動し、提言を行わなければならない。」、「要するに、子ども権利侵害の保護、回復をするために独立した権限と財源を有し、その職務を果たすに相応しい人材によって構成された機関（人権委員会又はオンブズマン機関）の創設が求められている」とされています。

今後、本市においては、条例に基づく常設の第三者機関を設置する予定にしておりますが、国において、いじめ防止対策の基本となる法律を制定するに際しては、第三者機関を常設の機関として設置することについて、ご検討頂きますようお願い申し上げます。

#### (4) 「修復的司法」による解決

調査報告書（214 ページ）によると、「いじめに対し国、都道府県がどのような姿勢で臨むべきかについて様々な見解がでているが、何よりも重要なのは、い

じめを受けた子どもの迅速な権利救済とその回復である。子どもから見ればいじめられた状態からの救済を求める権利の確立こそが最優先されるべきである。また、その周辺で仕返しへの恐怖の中でただ傍観せざるを得ない子どもたちに、他者の権利侵害の救済のために安心して申し立てられる権利を保障することも重要である。」「いじめをする側も同じく子どもであることに十分な考慮が必要である。」「いじめた子どもたちはこころの底から反省して謝罪し、これを受け入れて初めて、いじめられた子どもは恐怖を克服し、自分への自信と自尊を回復していくのである。こうした紛争解決モデルとして、司法の分野における『修復的司法』の解決モデルが参考となる」、「子ども間のいじめの事案において、従来の司法的対応と並行して、関係修復的努力を継続的に行うことは、最終的には当事者の救済に結びつくのではないかと考える。」とされています。

将来に向けて、いじめの事案について、訴訟による解決だけではなく、終局の目的を当事者間の関係修復とする「修復的司法」による救済も可能となるよう、国におかれましても、ご検討頂けますようお願い申し上げます。

## 5 「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」について

今後、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」を見直されるときには、別紙の内容について考慮され、見直しを行われたく、特段のご配慮をお願い申し上げます。



## ○「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」について

今後、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（以下「本指針」といいます。）を見直されるときには、下記の内容について考慮され、見直しを行われたく願います。

ご参考までに、大津市において、ご遺族と合意の上、第三者調査委員会を設置した際に制定した「大津市附属機関設置条例」及び「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則」を添付します。

### 1 調査の実施主体

本指針「2 計画（2）調査の実施主体（調査委員会等）」によると、調査の実施主体として、「イ 学校または教育委員会が実施主体となる調査」、「ウ 中立的な立場の専門家を加えた調査委員会」、「エ 全て中立的な外部委員による調査委員会」が選択できることとなっている。

この点、調査報告書（201 ページ）では、「危機状態が生じた場合には、その問題が生じた学校は、対応に追われてしまい、混乱の中にある。まさに、本件がそうであった。そのため、教育委員会は、混乱状態にある学校を支援していくことが急務であり、適切な対応をするためには、学校問題支援チーム（危機管理チーム）を設置することが必要である。・・・やはり、この時点で公正で客観的な調査を実施するためには、スーパーバイズを行う者として弁護士等の専門家を配置し、徹底した事実調査ができるような体制をとっておくことが重要である」とされる。また、調査報告書（151 ページ以下）において、当該学校の事後対応の問題点として、①事実究明の不徹底、②教員間の教訓の共有化の不存在、③事態沈静化の重視、④いじめ加害者への対応、⑤スクールカウンセラーの在り方、⑥学校の在り方が挙げられ、調査報告書（155 ページ以下）において、市教育委員会の事後対応の問題点として、①平時における危機管理体制整備の欠如、②市教育委員会の主体性、指導力の無さ、③学校任せの事実解明（いじめの有無、自死との関係）、④市教育委員会から県教育委員会、県教育委員会から文部科学省への報告の遅れ及び内容の杜撰さ、⑤市教育委員会の委員の問題が挙げられ、調査報告書（157 ページ以下）において、学校・市教育委員会共通の問題点として、①初期対応の拙さ、②事実調査より法的対応を意識した対応を取ったこと、③調査の打ち切りが早いこと、④事態への対応に主体性がないこと、⑤自死の原因を家庭問題へ逃げたこと—組織防衛に走ったこと、⑥学校、市教育委員会が自らの手で事実関係の解明をし、それを生徒、保護者に返すという意識に欠けていること、⑦地域関係者との連携の不備、⑧調査の透明性を確保する必要性、⑨報道に対する対応のまずさ、⑩課題としての遺族への対応が挙げられている。

このような問題は、大津市だけではなく、他の地方公共団体においても、学校又は教育委員会が実施主体となる調査を行う場合に生じることから、子どもの自殺という事案においては、「イ 学校または教育委員会が実施主体となる調査」よりも、「エ 全て中立的な外部委員による調査委員会」の設置を原則とすべきではないかと考える。

以下、中立な外部委員による調査委員会が設置されることを前提として、本指針の見直しの見直しに際して考慮いただきたい事項について言及する。

## **2 委員の選任方法**

調査報告書（217 ページ）によると、「委員選任手続の公正さは委員会活動の死命を決すると言わなければならない。第三者委員会の委員は、当該学校、教育委員会とは無関係であることが最低限の条件である」、「この選任手続の可視化、委員の氏名、経歴等の開示は不可欠である」とされる。

そこで、外部委員の選任について、学識経験者や専門家を選任するときは、恣意性を排除するため、設置者が名指しで指名をするのではなく、関係団体（弁護士会、教育関係学会等）からの推薦により選任することが考えられる。但し、その場合であっても、公平・中立性を確保するため、当該学校又は教育委員会と無関係であることが最低の条件となる。そこで、当該地方公共団体の規模にもよるが、推薦を依頼する団体は、当該地方公共団体内に存在する団体ではなく、他の都道府県内に存在する団体に依頼することが考えられる。

また、委員の推薦については、遺族にも推薦してもらうことができる仕組みとし、遺族の意向を反映することが望ましい。加えて、委員の氏名及び経歴等は公表すべきである。

## **3 調査員の選任**

調査報告書（218 ページ）によると、「委員会の活動の中で最も重要なのは、調査活動である。その中心は、大量の資料の熟読・整理、関係者からの聴き取りを行った結果の整理・分析、資料と聴き取り結果の整合性の検討である。・・・そこで、本委員会では、市長から委嘱された弁護士、学者といった調査員が困難な分野の資料整理・分析作業を担った。調査員は的確に作業を行いその役割は極めて大きかった。充実した委員会の活動にはこうした優秀な調査員は不可欠であり、今後の第三者委員会の設置に際してはこうした調査員スタッフの必要性を前提とすべきである」とされる。

そこで、調査委員を補佐する調査員を選任することのできる制度とすることが望ましい。

## **4 設置の方法**

調査報告書（218 ページ）によると、「事前に委員会の権限も明確になっている必要がある。・・・予め第三者委員会の設置を想定して、公正な選任手続、権限、スタッフなどについて条例を制定しておいて、可能な限り委員会の早期の設立を可能とし、活動をスムーズなものとするための規定を設けておくことが重要と考える」とされる。

この点、調査委員会に外部委員が含まれる場合であって、調査委員会が一定の結論を出し、執行機関へ答申する形式となるときには、設置に際しては、地方自治法上の附属機関として、条例の制定が必要となることが多いと思われる（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項）。かかる手続には一定の時間を要することから、予め条例を制定しておく、又

は常設の組織とすることが考えられる。

また、調査は、より公平性を確保するため、教育委員会以外の他の執行機関（例えば市長）の権限において行う制度とすることが望ましい。また、調査委員会事務局として、当該調査業務に専念できる専任の事務局を設けると、迅速な調査に資する。

## **5 早期の調査委員会の設置及び迅速な調査**

本指針「2 計画（3）調査の計画 ア調査の計画」によると、「参考までに、過去の調査事案では、自殺事案が起きてから2ヵ年の期間を要した場合もあれば、約3ヶ月でまとめを行った場合など、調査委員会の設置にいたる期間も含め調査に費やした期間は事案により様々です」とされる。

この点、調査報告書（218 ページ）によると、「民事訴訟、刑事手続きとの同時進行的な設置は可能なかぎり避けるべきである。・・・可能なかぎり早期の設置が望まれる」とされる。

したがって、早期の調査委員会の設置が行われることが望ましい。また、十分かつ迅速な調査が行われる必要があるが、大津市の場合、事情の聴き取りは全62回に及び、聴き取り対象者は全56人、延べ95時間に及び、調査委員会の設置から調査報告書の提出まで約5ヶ月を要した。

## **6 遺族の知る権利**

本指針「資料ウ調査委員会の設置に先立ち学校がアンケートを実施する場合の説明文書例 資料の取扱について」によると、「アンケート調査の内容をそのまま公表することはありません。また、ご遺族の方にもそのままお知らせすることはいたしません。」との記載がある。

この点、調査報告書（207 ページ）によると、「A が自死するに至った具体的な事実を知るということは、家族にとって譲ることのできない権利なのである。学校・教育委員会は可能な限り事実を開示しなければならない」、「アンケートの内容は、亡くなった子どもに関する情報であり、遺族に対して単純にプライバシーを理由に開示を拒否することはできないと考える。アンケートの全面的な開示の是非は別としても、少なくとも遺族に対する開示はより積極的に進められるべきである」とされる。また、調査報告書（210 ページ）によると、「事実解明及び検証過程への遺族への参加、遺族への情報提供等被害者保護支援の制度化は緊急の課題と言わなければならない」、「『事故調査』に準じた被害者と向き合うための制度的保障が一刻も早く確立することが望まれる」とされる。

そこで、本指針においても、遺族の知る権利の重要性を明記し、アンケートの開示を含む遺族に対するより積極的な情報開示、並びに事実解明及び検証過程への遺族への参加について規定すべきである。また、遺族の知る権利が制度的に保障されるために、いじめ防止対策基本法案その他の法律においても、遺族の知る権利について定めることも検討されたい。



市章

# 大津市公報

平成24年10月11日  
号外(第49号)発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

○ 条 例	
49 大津市附属機関設置条例	1
○ 規 則	
111 大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則	2

## 条 例

大津市附属機関設置条例を公布する。  
平成24年10月11日

大津市長 越 直 美

### 大津市条例第49号

大津市附属機関設置条例  
(設置)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関を別表のとおり設置する。

(担任事項等)

**第2条** 附属機関の担任する事項、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとする。

(委嘱等)

**第3条** 附属機関の委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから、当該附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。ただし、同表の委員の構成欄の規定により、執行機関が行う委員の公募に応募した市民のうちから委員を委嘱する場合において、当該公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、公募によらず、市民のうちから委員を委嘱し、又は執行機関が行う委員の公募に応募した者のうちから委員を委嘱しないことができる。

(委任)

**第4条** 前2条に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表市長の部大津市庁舎整備計画検討委員会の項の規定は、規則で定める日から施行する。

**別表** (第1条、第2条関係)

附属機関の属する執行機関	名 称	担任する事項	委員の定数	委員の構成
市長	大津市庁舎整備計画検討委員会	現庁舎の敷地を活用した庁舎の整備計画を策定するために必要な事項について調査審議すること。	10人以内	学識経験を有する者、市民団体から選出された者、福祉に関する団体から選出された者、事業者団体から選出された者及び市長が行う委員の公募に応募した市民
	大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会	平成23年10月に自殺した市立中学校2年の男子生徒に対するいじめの事実関係を調査し、及び自殺の原因、学校の対応等について考察するとともに、再発防止について青少年の健全育成の観点も踏まえて審議すること。	6人以内	学識経験を有する者で、本市と利害関係を有しないもの

## 規 則

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則を公布する。

平成24年10月11日

大津市長 越 直 美

**大津市規則第111号**

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第4条の規定に基づき、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下「第三者調査委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 第三者調査委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 平成23年10月に自殺した市立中学校（以下「本件学校」という。）2年の男子生徒（以下「本件生徒」という。）に対するいじめ（以下「本件いじめ」という。）の事実を含め、本件学校において本件生徒に何が起きたのかを明らかにすること。
- (2) 本件生徒の自殺の原因について考察すること。
- (3) 第1号によって明らかになった事実に対して、本件学校がどう対応したのか又は対応しなかったのかを明らかにし、本件学校及び本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の自殺後の対応が適切であったかを考察すること。
- (4) 前3号によって明らかになった事実及び考察から、いじめ、自殺、自殺前後の学校及び教育委員会の対応について、本市の子どもが健やかに生きるための環境整備の視点も踏まえた再発防止に関する提言（以下「本件提言」という。）を行うこと。

(定義)

**第3条** この規則において「いじめ」とは、文部科学省の定義する「当該児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」をいい、いじめの起こった場所は、学校の内外を問わないものとする。

(委員の役割等)

**第4条** 第三者調査委員会の委員は、調査方針を決定し、第7条に定める調査を行い、明らかになった事実を考察する等の役割を有する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から第9条第1項の報告が終了した日までとする。
- 3 第三者調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(第三者調査委員会の中立性、公正性)

**第5条** 第三者調査委員会は、調査によって明らかになっていく事実のみ誠実に向き合うものとし、中立かつ公正に調査を行う。

(会議)

**第6条** 第三者調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 会議は、原則として非公開とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第三者調査委員会は、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項以外の事項を審議する場合にあっては、委員長が会議に諮って必要と認められる者に対して会議を公開することができる。

(調査)

**第7条** 第三者調査委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務（以下「所掌事務」という。）を遂行するために必要な範囲で次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員（過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。）並びに本件学校の生徒及びその保護者等（以下「調査対象者」という。）から事実関係や意見等に関する陳述、説明等（本件学校その他の関係する現場における説明を含む。）を求めること。
- (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求め、又は本件学校その他の関係する現場において資料の確認若しくは説明を求めること。

- (3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。
- 2 第三者調査委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
  - 3 本件生徒の遺族と本市との間で訴訟が係属中であることに鑑み、本市の訴訟に関する検討又は決定に関連する事項は、第三者調査委員会の調査対象から除外する。
  - 4 教育委員会の委員、教育委員会事務局及び本件学校の職員その他の本市の職員は、第1項に定める調査に協力する。  
(調査員)

**第8条** 第三者調査委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、本件いじめの調査に必要な学識経験その他専門性を有する者で、本市と利害関係を有しないものの中から市長が委嘱する。
- 3 調査員は、第三者調査委員会の指示により、当該委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、書面により速やかに第三者調査委員会に報告する。
- 4 調査員には、別表に基づき謝礼及び旅費を支給する。  
(報告及び公表)

**第9条** 第三者調査委員会は、所掌事務に係る調査及び審議を終えたときは、報告書（以下「本件報告書」という。）を作成し、市長に対して報告する。

- 2 第三者調査委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。
- 3 市長は、第1項の報告を受けたときは、速やかに本件生徒の遺族及び教育委員会に対して報告する。
- 4 市長は、本件報告書を、速やかに公表する。ただし、公表に際しては、プライバシー保護のため、関係法令の趣旨に照らし、必要な配慮をしなければならない。
- 5 市長は、本件報告書を公表したときは、市長の権限の範囲内において、本件報告書の内容を踏まえ、本件提言を実現するために必要な措置を講じるよう努めるものとし、当該措置を実施する権限が教育委員会の権限に属する場合にあっては、教育委員会に対し、当該措置を講じるよう要請する。  
(事務局)

**第10条** 第三者調査委員会の事務局は、総務部に置く。

- 2 事務局は、次に掲げる事務を処理する。
  - (1) 議事録その他の関係資料の調製
  - (2) 第三者調査委員会の会議日程の調整
  - (3) 第三者調査委員会の会議場所の確保
  - (4) 第三者調査委員会の運営に必要な予算の管理
  - (5) その他第三者調査委員会の調査、会議等の活動に関し必要な事務
- 3 事務局の職員は、常勤の職員をもって構成する。  
(守秘義務)

**第11条** 委員及び調査員は、第三者調査委員会の調査、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を厳守し、これを開示し、又は漏洩してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

**第12条** この規則に定めるもののほか、第三者調査委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が第三者調査委員会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**別表**（第8条関係）

- 1 調査員に対する謝礼の額 調査等1日当たり 9,000円
- 2 調査員に対する旅費の額 大津市職員等の旅費に関する条例（昭和32年条例第31号）の規定に基づき職員に支給される旅費の算定方法に準じて算定した額

第2回会議 資料③ 成基コミュニティグループ 佐々木喜一

## ■ 京都市からの報告書

➤ 平成25年1月30日（水）に、教育再生会議において委員を務められ、現在京都市長の門川市長といじめ問題について、面談、ヒアリングをさせていただき、次のような報告書をいただきました。

◇ 面談詳細

- ①日時 : 平成25年1月30日（水）16:00～17:30
- ②場所 : 京都まなびの街生き方探究館
- ③ご同席者 : 門川京都市長

京都市教育委員会 生田教育長

京都市教育委員会 柴原指導部長

京都市教育委員会 荒瀬教育企画監

京都市総合教育センター所長

京都まなびの街生き方探究館 永田事務局長

## 【参考1】

## ＜本市の学校におけるいじめ等に関する基本的な認識及び対応について＞

## (1) いじめを許さない学校づくり

ア 「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童生徒一人一人に徹底し、日頃から、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権、絆を大切にする学級づくり・人間関係づくりを心掛ける。

イ いじめられている児童生徒は学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。

ウ いじめは、「どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識の下、早期発見・早期対応に向け、アンケートの実施、スクールカウンセラーの活用など、相談機能の充実を図る。

## (2) いじめを把握した場合の対応

ア いじめを把握した場合、担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに管理職、生徒指導主任・主事、学年主任等に報告し、情報を共有のうえ、いじめ対策委員会、生徒指導委員会等で指導方針を検討・共通理解し、学校全体で組織的に対応を進める。

イ 保護者、教育委員会、必要に応じて関係機関に連絡・報告し、適切な連携を図る。

ウ 当事者だけでなく、保護者や友人などからも情報を収集し、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

エ 被害者に「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアを行うとともに、休み時間、清掃時間などの安全確保を図る。

オ 加害者に個別に指導し、いじめの非に気付かせ、謝罪の気持ちを醸成し、加害者から被害者への謝罪を行う。

カ 再発防止に向け、学級、学年又は学校全体への指導を行う。

キ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続くことも少なくないことを認識し、継続して十分な注意を払う。

ク 教育委員会は、学校からいじめの報告を受けた場合、事実関係を正確かつ迅速に把握し、関係各課による情報共有・連携の下、学校に対し、対応の進め方について適切に指導・助言するとともに、必要に応じて指導主事やスクールカウンセラーの派遣、関係機関との連携、区域外就学の措置の検討などを行い、学校を援助する。



## ＜本市におけるいじめ等に関する取組について＞

### (1) いじめに関する取組の徹底及びアンケートの実施等に関する学校への通知

- ア 平成22年11月「いじめの問題への取組の徹底」について学校へ通知（いじめの早期発見・早期対応，いじめを許さない学校づくり，いじめが生じた際の適切な対処，教育委員会への報告等）
- イ 平成22年12月「全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査」について学校へ通知（アンケートの実施方法等）
- ウ 平成23年1月「いじめ問題への取組に関する緊急調査（文部科学省）の結果」について学校へ通知（取組の点検，アンケート調査・個人面談・生活ノートの活用，全教職員の共通理解等）
- エ 平成23年6月「全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査」について学校へ通知（平成22年12月通知の再周知，教育委員会への報告の徹底等）
- オ 平成24年6月「全児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査」について学校へ通知（平成22年12月通知の再周知，教育委員会への報告の徹底等）
- カ 毎年度の4月「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」について学校へ通知（前年度のいじめの件数等の調査，いじめの定義，いじめに関する取組の留意点等）
- キ 毎年度の夏季（冬季）休業期間前「夏季（冬季）休業期間中における生徒指導」について学校へ通知（いじめの問題についての保護者との連携）
- ク 平成24年7月26日，文部科学大臣談話とともに，いじめに関する取組の徹底について，学校へ通知

### (2) 相談体制の整備充実

- ア 「いじめ問題サポートライン」，「いじめ相談24時間ホットライン（年中無休）」，「こども専用ハートライン」など電話相談の開設。
- イ 「こどものための電話相談窓口」紹介カードの作成・配付。
- ウ 「こども相談センターパトナ」における生徒指導（指導主事）と教育相談（カウンセラー）の連携による子ども・保護者のサポート。
- エ 「こども相談センターパトナ」における教員対象のコンサルテーション及び校内研修等へのカウンセラー派遣。
- オ 京都府との連携のもと，ネットいじめ通報サイト「京都市ネット・トラブル情報デスク」を開設。
- カ 小学校1年生の保護者に配付している冊子「子どもの心と親のかかわり」で相談機関を周知。  
※ なお，「いじめ問題サポートライン」「いじめ相談24時間ホットライン」を含む，いのちとこころを支える様々な相談窓口の一覧表を市民しんぶん各区版（平成24年8月15日号）に挟み込み，全戸配付した。

### (3) 「スクールカウンセラー」の配置

不登校やいじめなどの問題に対し、子どもたちの心の居場所づくりを推進するため、専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を全中学校・高校・総合支援学校に配置（総合支援学校は平成24年度から）し、小学校への配置も拡大。

<24年度>小：57校 中：73校（全校） 高：11校（全校） 支：7校（全校）

### (4) 「スクールソーシャルワーカー」の配置

不登校やいじめなどの問題に対し、児童生徒が置かれた環境への働きかけ及び関係機関等とのネットワークの活用など、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた支援を行う「スクールソーシャルワーカー」を学校に配置。

<24年度>小：7校（拠点校） ※ 24年度中に派遣型1名が活動の予定

### (5) 「京都市子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」の設置

子どもにきまりやルールを守ることの大切さを理解させ、自ら規範を守り行動する自律性を育むことは、学校の教育活動の基盤となるとともに、いじめ、非行、暴力行為などの未然防止や学習規律の維持のために大変重要であることから、子どもの「規範意識」を育むための取組をより一層、推進するため、平成22年12月に保護者・市民団体、京都府警、校長会及び教育委員会の代表者で構成するプロジェクトチームを設置。これまで5回の会議を開催し、本チームでの議論・発案等に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって様々な取組を展開。

### (6) 「京都市中学校生徒会議」の開催

ア 平成23年8月に、いじめ問題も含む規範意識の育成に向け、全市の中学校の生徒会代表が一堂に会する「京都市中学校生徒会議」を開催。子どもたちから、「中学校生徒会」と「ALL KYOTO 大人社会」へ向けて、「一人一人が大切にされる、いじめのないクラスをつくります。」「友だちには、思いやりを持って接します。」等の宣言を発信。

イ 平成24年度は、アの宣言等を踏まえ、宣言の内容の実践や中学生の規範意識のさらなる向上を図るため、各行政区の代表生徒による「京都市中学校生徒会サミット」を開催（別紙参照）。

※ なお、平成18年度には「いじめに立ち向かう 全市立学校277校生徒会議」を開催。子どもたちから「いじめからは何も生まれない！ ～するな！！ させるな！！ みのがすな！！～」等のアピールが発信された。

### (7) 「クラスマネジメントシート」の開発

子どもが生き生きとした学校生活を送るためには、いじめや不登校の未然防止や、その兆候の早期発見・早期対応が不可欠であり、そのためには教員等による子どもの普段の言動や様子の観察に加え、より客観的な情報を得るための質問紙調査が効果的であることから、担任等が質問紙により学級の実態を適切に把握し、対応策を導くためのツールとなる「クラスマネジメントシート」を開発し、学校現場での活用を図る。

#### (8) 教員研修の実施等

生徒指導研修会（生徒指導主任研修，補導主任研修，教員年次別研修），生徒指導実践交流会，学校でのソーシャルワーク実践研修のほか，教職員カウンセリング研修会（教育相談主任研修会，カウンセリング基礎コース・応用コース・発展コース・ワークショップ・実践講座）など臨床心理学的側面も含めた教員研修を実施。また，平成24年度においては，いじめが社会的な問題になっている状況を踏まえ，生徒指導関連の各種教員研修の内容について，当初の予定を変更し，いじめに関する内容を重点的に実施するとともに，校長に対しては，臨時及び定例の校長会等において，各校におけるいじめ問題に関する取組の徹底を指示。

#### (9) 「非行防止教室」の実施

京都府警から各校に現職の警察官やスクールサポーター（警察OB）を講師に招き，万引き，いじめ防止のための指導を実施。中学校，高校では全校実施済。今後，小学校においても全校実施を目指す。

#### (10) 「学校非公式サイト等のネット監視業務」の導入

インターネット上での誹謗中傷や個人情報を書き込みによりいじめなどの問題が生じている現状を踏まえ，それらの早期発見・解決のため，京都府教育委員会と連携し，平成22年度から，ネット上の書き込みの監視を民間業者への委託により導入。

#### (11) 教育支援センター（適応指導教室）「ふれあいの杜」の設置

いじめなどにより不登校が長期化した子どもたちが，本来校に在籍しながら通級し，小集団での体験活動や教科学習等を通じて新たな人間関係を築く中で，他者との信頼関係や自らの存在意義を感じ，学校に復帰できるよう支援（5学習室を設置）。

#### (12) 「洛風中学校」「洛友中学校（昼間部）」の設置

いじめなどにより不登校が長期化した生徒を支援するため，子どもたちが無理なく学習できるよう柔軟で特色ある教育課程を編成した新しい形の中学校を設置。

#### (13) 「子ども支援専門官」の配置

児童虐待，いじめなど，子どもを取り巻く課題の解決に向け，これまで以上に児童相談所との連携を強化し，相談・支援体制の充実を図るため，平成21年度から生徒指導課に「子ども支援専門官」（児童相談所 担当課長補佐を併任）を新設（平成21年度1名→平成24年度2名）。

#### (14) 京都府警との人事交流

いじめ，万引き，暴力行為などの問題行動について，京都府警との連携強化，情報共有を進め，その未然防止や早期解決を図るため，平成22年度から京都府警との人事交流を実施（相互に1名）し，京都府警の職員を生徒指導課に担当課長として配置。

(15) 「子どもの人権SOSミニレター」の配付（法務省との連携事業）

子どもがいじめなどの悩みを相談したいとき、身近な人や電話などでの相談がしづらいときに、直接、法務局へ送付することのできるミニレター（切手不要）を毎年度、学校を通じて全小・中学生に配付。

## 「京都市中学校生徒会サミット」について ～「規範意識」について中学生が大人と討論～

子どもの「規範意識」を育むための取組の一環として、下記のとおり「京都市中学校生徒会サミット」を開催し、参加生徒（各支部代表17名）から「京都市中学校生徒会サミット宣言（8.29宣言）」が発信されました。

### 記

- 1 主催** 京都市教育委員会・京都市立中学校長会
- 2 日時等** 平成24年8月29日（水）16:00～17:30  
（会場）京都市教育相談総合センター 5Fパトナホール
- 3 サミット参加者**
  - (1) 中学生（各支部から2名ずつ。伏見支部のみ3名。）**  
＜北・上京＞旭丘中      ＜中京＞北野中      ＜下京・南＞七条中  
＜東山・山科＞山科中      ＜左京＞近衛中      ＜右京＞嵯峨中  
＜西京＞大原野中      ＜伏見＞藤森中，桃山中，洛水中
  - (2) 大人** 教育長及び「京都市子どもの規範意識を育むプロジェクトチーム」メンバー（PTA，市民団体，警察，校・園長会，教育委員会の各代表）

### 4 当日の主な内容

- (1) 各支部の取組の報告
- (2) 規範意識に関する全中学生対象のアンケート結果の説明
- (3) 参加者（中学生17名と大人15名）による協議
- (4) 協議のまとめ・宣言の発信

### 5 協議テーマ

「いじめ」「命の大切さ」をテーマに協議

- ※ 現在、いじめが社会的に大きな課題であることを踏まえ、昨年度の「京都市中学校生徒会議」で発信された8項目の宣言のうち、6番目の項目（以下参照）について、改めて、大人も交えた意見交換・協議を行った。

＜昨年度の京都市中学校生徒会議宣言（抜粋）＞

6. 楽しい学級になるように協力します。  
一人一人が大切にされる、いじめのないクラスをつくります。  
間違ったことは注意し合える規律のあるクラスをつくります。

### 6 京都市中学校生徒会サミット宣言（8.29宣言）

協議内容を踏まえ、昨年度の「京都市中学校生徒会議」で先輩たちが発信した8項目の宣言に、以下の新たな1項目を加えた9項目を「京都市中学校生徒会サミット宣言（8.29宣言）」として発信した。

- ※ 開催日にちなみ、8つの支部が2回目となる、9つのメッセージを発信

**9. いじめは、しない！ させない！ 許されない！  
～かけがえのない命が世界で一番大切！～**